

1 データヘルス計画について

(1) 主旨…医療データを活用し、PDCA サイクルに沿った効率的・効果的な保健事業を実施

近年、特定健康診査及び後期高齢者向けの健康診査（以下「特定健診等」という）や診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）等の電子化の進展、市町村国保、国保組合及び後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）（以下「保険者等」という。）が健康や医療に関する情報を活用して被保険者の健康課題の分析、保健事業の評価等を行うための基盤整備を進めている。

こうした中、平成25年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略」において、「全ての健康保険組合に対し、レセプト等のデータの分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として「計画」の作成、公表、事業実施、評価等を求めるとともに、市町村国保が同様の取組を行うことを推進する。」とされ、保険者はレセプト等を活用した保健事業を推進するとされた。

平成27年5月に成立した「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」により、国民健康保険については、都道府県が財政運営の責任主体として中心的な役割を担い、市町村と共同で運営することとなったが、被保険者の身近な業務である、資格・給付業務のほか、保健事業等の医療費適正化に関連する業務は、これまでどおり市町村が主体となり行う。

また、医療保険加入者の疾病予防・重症化予防を進め、ひいては医療費の適正化を図るため、平成30年度から新たなインセンティブ制度である保険者努力支援制度が創設されることとなった。

こうした背景を踏まえ、「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針（平成16年厚生労働省告示第307号）（以下「国指針」という。）の一部を改正する等により、「保険者等は健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための保健事業の実施計画（データヘルス計画）を策定したうえで、保健事業の実施・評価・改善等を行うこと」とされた。

上田市においては、国指針に基づき、「第二期保健事業実施計画（データヘルス計画）（以下「上田市計画」という。）」を定め、生活習慣病対策をはじめとする被保険者の健康増進により、医療費の適正化及び財政基盤強化を図ることを目指している。

(2) 計画期間…第二期期間は、平成30年度から令和5年度までの6年間

計画期間については、国指針第5の5において、「特定健康診査等実施計画や健康増進計画との整合性を踏まえ、複数年とすること」としている。また、国の手引きにおいて「他の保健医療関係の法定計画との整合性を考慮する」としており、県における医療費適正化計画や医療計画が平成30年度から令和5年度までを計画期間としている。これらとの整合性を図る観点から、上田市計画も同様の計画期間としている。

計画期間の関係は図表1のとおりである。

図表1 計画期間の関係図

H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
第1期期間									
		評価							
	数値基準	計画策定	第2期期間						
				中間評価				評価	
							数値基準	計画策定	第3期

2 最終評価について

(1)根拠…国の手引きに沿い、第二期の取組を評価。

- ・国指針第5の3において「事業の評価は、健康・医療情報を活用して、費用対効果の観点も配慮しつつ行うこと」とされている。
- ・厚生労働省保険局作成の「データヘルス計画作成の手引き改訂版(平成29年9月)」では、「第二期データヘルス計画は、1期・6年度での中長期評価を行う」とされ、「計画の最終年度においては、その次の期の計画の策定を円滑に行うため、当該最終年度の上半期に仮評価を行うことなどについても考慮する」とされている。
- ・「第三期データヘルス計画策定の手引き」では、第三期計画に記載すべき事項として、「前期計画に係る考察等」が挙げられており、「保健事業の実施状況、目標の達成状況等を評価するとともに、達成できた要因及び達成が困難であった要因を分析する等、前期の計画全般について考察を行う」とされている。
- ・このことから、第三期計画の策定を円滑に行うため、令和5年度に最終評価を実施する(※)。

(※)令和5年度時点では令和5年度の各種結果・データは揃わないことから、第二期計画策定時の基準年度である平成28年度から直近の令和4年度まで(令和4年度の数値が確定しないものは令和3年度まで)の取組を評価することとした。

(2)最終評価で何を実施するか…第二期の取組を評価し、第三期へ向けての方向性を検討

- ・最終評価で実施する内容は、国民健康保険中央会公表の「国保・後期高齢者ヘルスサポート事業ガイドライン(令和5年4月)(以下、「新ガイドライン」という。)」に記載されている。
- ・新ガイドラインにおける最終評価の主旨は以下のとおりであり、これらに沿って評価を行う。

【新ガイドラインにおける最終評価の主旨】

- ・PDCAサイクルにおいては、過去の計画の評価結果を新たな計画につなげていくことが重要であり、効果的な第三期計画策定を行うためには、第二期の最終評価を適切に実施する必要がある(P59)。
 - ・まず、計画全体の目的・目標を確認の上、データヘルス計画全体としての実測値の評価を行う(P61)。
 - ・保険者が実施した保健事業について自ら評価を行う際は、計画策定時に設定した、事業の実施状況・成果を評価するアウトプット・アウトカム指標、事業実施に必要な体制・方法整備の状況をとらえるストラクチャー・プロセス指標について評価を行う(P108)。
 - ・中間評価を実施している場合は、中間評価時の整理表に記載された未達要因と対応を参照し、対応の成果や残された課題を確認する(P67)。
- ・中間評価では、取組内容や評価指標が整理されており、新ガイドラインと概ね同様の方法で評価がなされていることから、最終評価にあたっては、中間評価の方法に準じて実施する。

3 上田市計画の構成・枠組みについて

個別事業を単年度 PDCA サイクルで回し、全体計画の目標を目指す。

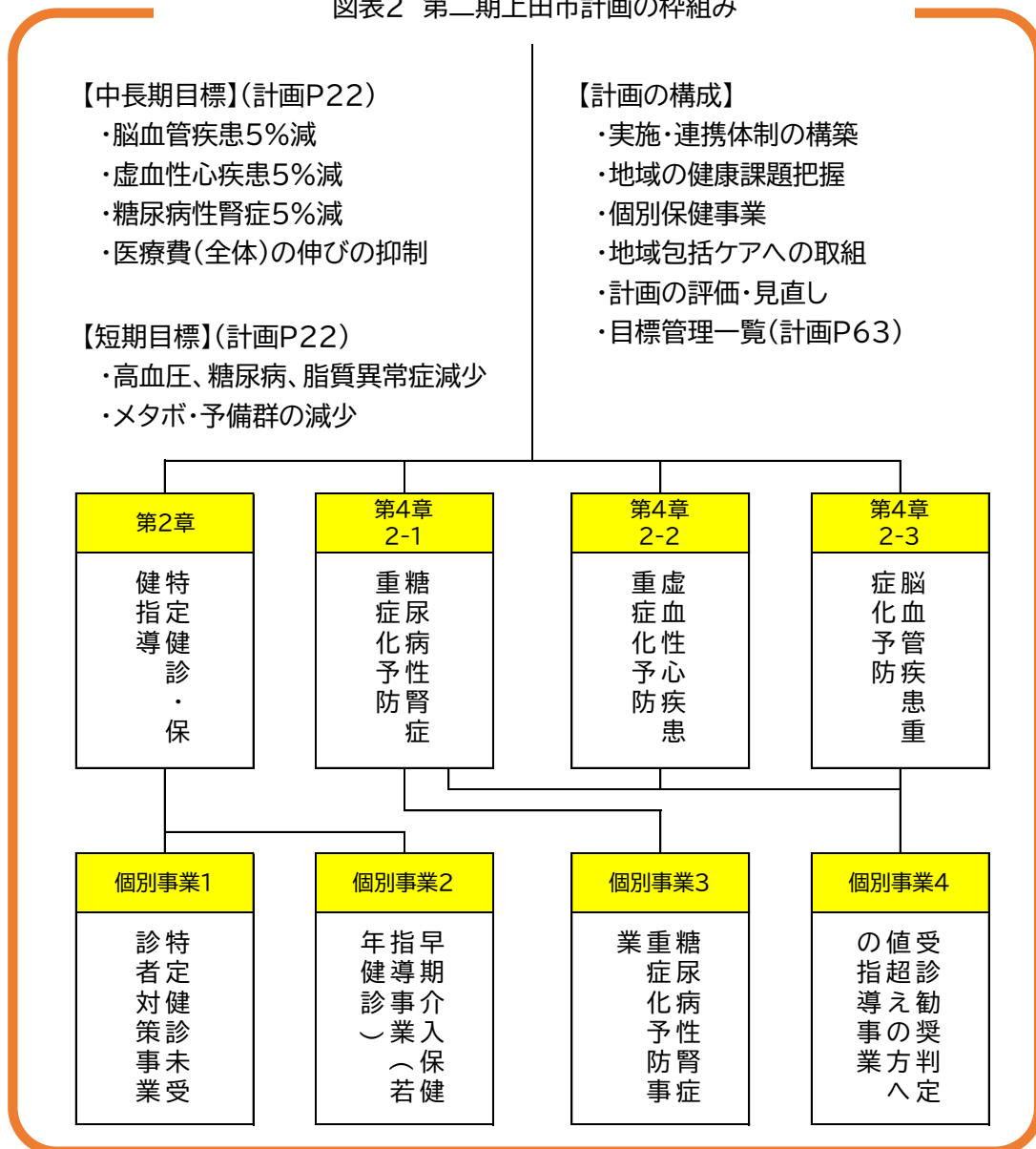
上田市計画の構成・枠組みは図表2のとおりである。

まずデータヘルス計画全体として、中長期目標・短期目標を設定し、具体的な取組を第2章から第4章に位置付けている。

またそれらを達成するための個別保健事業（以下「個別事業」という。）を選択し、個々に目標を設定した上で実施している。

なお個別事業については、国保ヘルスアップ事業の事業メニューから選択して実施しており、長野県国民健康保険団体連合会の保健事業支援・評価委員会等の助言を受けながら、毎年、PDCA サイクルによる見直しを行っている。

図表2 第二期上田市計画の枠組み



※個別事業のほか、がん検診、健康づくりチャレンジポイントなど全市的な事業を実施。
 ※「個別事業」は状況に応じて組み替わる場合がある。

4 保険者努力支援制度について

計画の公表や評価が、保険者努力支援制度の評価指標の一つとなっている。

保険者努力支援制度では、国保固有の指標②として、「データヘルス計画の実施状況」が設定されている。令和5年度は図表3のとおり設定されており、これらに留意して評価していく必要がある。

なお、これまでの保険者努力支援制度の得点については、別紙1のとおりである。

図表3 国保固有の指標②データヘルス計画の実施状況

評価指標 (令和5年度分の取組を評価し、令和6年度の交付金に反映)	配点
以下の基準を全て満たすデータヘルス計画の取組を実施している場合	10
① データヘルス計画をホームページ等を通じて公表の上、これに基づき保健事業を実施している。	
② データヘルス計画に係る個別の保健事業について、データヘルス計画の目標等を踏まえたアウトカム評価を設定の上、実施しており、事業の実施後も、そのアウトカム指標に基づき評価を実施している。	
①及び②の取組に加え、以下の取組を実施している場合	
③ データヘルス計画に係る保健事業の実施・評価に当たり、都道府県(保健所含む。)から意見を求める場を設置している場合や都道府県(保健所含む。)へ助言を求めている場合	5
④ データヘルス計画に係る保健事業の実施・評価に当たり、外部有識者として地域の医師会等の保健医療関係者等を構成員とする委員会又は協議会等(国保連合会の支援評価委員会等)の助言を得ている場合	5
⑤ KDB等各種データベースを活用し、データヘルス計画に係る保健事業の実施・評価に必要なデータ分析(医療費分析含む。)を行い、分析結果に基づき、必要に応じて事業内容等の見直しを行っている場合	5

5 PDCA サイクルと4つの指標による評価・見直し

ガイドラインが示す「4つの指標」により取組を評価する必要がある。

目標値は、上田市計画 22 ページと 63 ページに掲載されている。これらについて、ガイドライン P 66「データヘルス計画の評価・見直しの整理表」に準じて、目標値・実績値・成功要因・未達要因・事業の方向性等を最終評価として整理した。

また PDCA サイクルにより、図表4の4つの指標で評価する必要がある。これに基づき、データヘルス計画全体及び個別事業について評価した。詳細は7ページ以降のとおりである。

図表 4 4つの指標(ガイドラインPI06から抜粋)

指標	内容
ストラクチャー(構造)	仕組みや体制
プロセス(過程)	事業の目的・目標の達成に向けた過程や活動状況
アウトプット(事業実施量)	目的・目標達成のために行われる事業の結果
アウトカム(結果)	事業の目的や目標の達成度、成果

6 中間評価による事業の見直し内容

目標値や基本的な枠組は当初計画を維持し、目標に向けて取組内容を充実させる。

中間評価において、計画内で不整合のあるものや根拠が曖昧なものについては、図表5、取組が十分とは言えない事業については図表6のとおり整理された。

また、中間評価後の目標と見直し内容は、3ページの図表2に準じて、図表7のとおり整理され、「目標値や基本的な枠組は当初計画を維持し、目標に向けて取組内容を充実させていく」とされた。

図表 5 中間評価後の目標値の整理

内容(該当ページ)	見直し内容
特定保健指導の実施率目標値の整理(P26、63)	上田市計画 26 ページ(82.0%)と、63 ページ(80.0%)に齟齬があるため、82.0%に統一する。

図表6 中間評価において取組が十分とは言えない事業

内容(該当ページ)	内容
地域包括ケアに係る取組(P61)	<p>評価 保険者努力支援制度でも配点が高く、大きな課題であるが、地域包括ケアの構築自体が進んでいるとは言えない状況であり、国保としての参画には限界がある。</p> <p>事業の方向性 「高齢者の保健事業と介護予防の一体化実施」の中で実施していく。</p>

計画全体	
評価	d
目標	現行を維持
見直し	個別事業の推進・拡大
	計画内で不整合の整理 不十分な取り組みへの着手

図表7 第二期上田市計画の枠組み(中間評価後)



ガイドラインに基づく評価基準

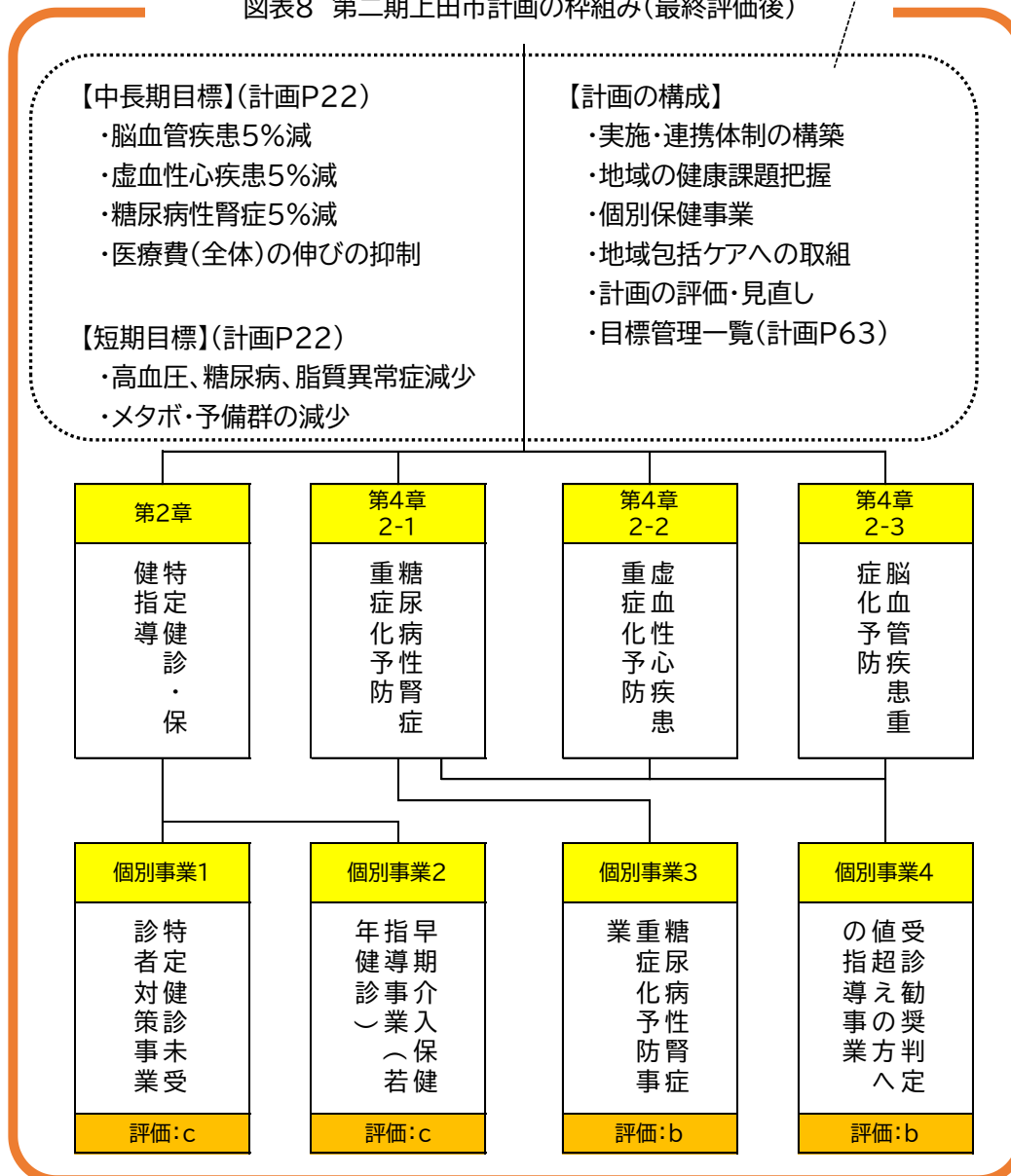
評価基準 a…改善・十分 b…不変・普通 c…悪化・不十分 d…評価困難
(4段階) a'…改善しているが現状のままでは最終目標達成は困難

7 最終評価

最終評価の結果も踏まえた上で、第三期計画を策定する。

計画全体	
評価	c
方向性	特定健診受診率向上
	メタボ該当者・予備群の減少
	脳血管疾患などの重症化予防

図表8 第二期上田市計画の枠組み(最終評価後)



ガイドラインに基づく評価基準

評価基準 (4段階) a…改善・十分 b…不変・普通 c…悪化・不十分 d…評価困難
a'…改善しているが現状のままでは最終目標達成は困難